

公的研究費等の不正防止計画

2022年11月1日制定

最高管理責任者

1. 機関内の責任体系明確化

不正を発生させる要因	不正防止計画
責任の所在が不明確	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者などの担当者それぞれの権限を定め、社内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正を発生させる要因	不正防止計画
関係者の意識の向上と浸透が不十分	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
ルールが明確でない	ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が不透明	不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程を定め、機関内外からの告発等を受付ける窓口を設置することで、不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	不正防止計画
不正防止計画が実態に即していない	不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図り、構成員に周知する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	不正防止計画
予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている	研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
構成員と業者の関係が緊密な状況で癒着が発生している	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

5. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	不正防止計画
自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制が無い	公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、不正への取組に関する会社の方針等を内外に公表する。

6. モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	不正防止計画
内部監査の質にばらつきがある	監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することで、内部監査の質を一定に保つ。
監査の効果が不明	コンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受け取る窓口等、会社内のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、機関内で適切な対応がとられているかを確認する。